

基本協定書

(国立循環器病研究センター移転建替整備事業)

国立循環器病研究センター移転建替整備事業（以下「本件事業」という。）に関して、国立循環器病研究センター（以下「発注者」という。）と■■■（以下「落札者」という。）は、次の条項により、この基本協定を締結する。

(目的)

第一条 この基本協定は、本件事業に関し■■■が落札者として決定されたことを確認し、発注者と落札者との間での事業契約書（以下に定義する。）の締結並びに本件事業の実施に向けて、発注者及び落札者双方の役割及び義務について必要な事項を定めるものとする。

2 この基本協定において、次の用語は次に規定する意味を有する。

一 「本施設」とは、本件事業において要求水準書に従い建設される国立循環器病研究センターをいう。

二 「事業契約書」とは、発注者と落札者の間で締結される本件事業に係る設計・建設工事のための事業契約書をいう。

三 「協力企業」とは、設計業務等を落札者との契約に基づき実施する企業であって、提案書類に記載された企業をいう。

四 「提案書類」とは、落札者が本件事業の入札手続において発注者に提出した技術提案書、発注者からの質疑に対する回答その他落札者がこの契約の締結までに提出した一切の書類をいう。

五 「入札公告等」とは、発注者が国立循環器病研究センター移転建替整備事業の入札公告において公表した、入札説明書、要求水準書、この約款その他の資料及びこれらに関する質疑回答をいう。

(発注者及び落札者の義務)

第二条 発注者及び落札者は、事業契約書の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 落札者は、事業契約書締結のための協議に当たっては、発注者の要望事項を尊重するものとする。

3 落札者が共同企業体の場合、落札者は、以下の事項を遵守するものとする。

一 共同企業体は、本件事業を目的として結成され、本件事業の完了により解散する2ないし3社で構成される共同企業体であること。

二 共同企業体の代表者の出資比率は構成員のうち最大の出資比率であり、代表者以外の構成員の出資比率は30%以上であること。

- 三 共同企業体の代表者及び構成員の変更を行わないこと。但し、発注者が承諾した場合はこの限りではない。
- 4 落札者が本件事業の公募において協力企業を設計業務の担当として応募した場合、落札者は協力企業の変更を行わないものとする。但し、発注者が承諾した場合はこの限りではない。
- 5 落札者は、入札公告等に記載された応募者の参加資格要件を満たさず又は応募者の制限に抵触することが判明した場合には、速やかに発注者に当該事実を通知するものとする。

(事業契約書の締結)

第三条 発注者と落札者は、平成27年[8]月下旬を目処として、本件事業に係る事業契約を締結するよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。

- 2 発注者はこの基本協定の締結後も本件事業の遂行のために協力するものとし、落札者はこの基本協定の締結後も本件事業の遂行のために協力し、かつ協力企業がある場合には協力企業をして協力せしめるものとする。

(事業契約書の不締結及び損害賠償等)

第四条 落札者（落札者が共同企業体であるときは、その代表者又は構成員のいずれかの者）又は協力企業に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、発注者は、事業契約書を締結しないことができる。

一 以下の反社会的勢力に関係する事由

イ 役員等（役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 落札者又は協力企業が、下請契約又は工事材料、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- ト 落札者又は協力企業が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は工事材料、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（六に該当する場合を除く。）に、発注者が落札者又は協力企業に対して当該契約の解除を求め、落札者又は協力企業がこれに従わなかったとき。
- 二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三又は同法第九十八条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（落札者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第八条の四第一項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第四十九条第一項に規定する排除措置命令又は同法第五十条第一項に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第五十三条第一項の規定による審判手続きを開始されたとき。
- 四 入札公告等に記載された応募者の参加資格要件を満たさず又は応募者の制限に抵触した場合
- 2 前項の規定により事業契約書が締結されなかった場合においては、落札者は、事業契約で予定された請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 落札者は、この契約に関し、第一項の規定のほか、落札者（落札者が共同企業体であるときは、その代表者又は構成員のいずれかの者）又は協力企業が次の各号の一に該当するときは、発注者が事業契約書を締結するか否かを問わず、第二項の違約金に加えて、賠償金として、発注者に生じた実際の損害額又は請負代金額の十分の一に相当する額のいずれか多い額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第一項第二号の刑が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、落札者に対して独占禁止法第四十九条第一項に規定する排除措置命令又は第五十条第一項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第四十九条第七項又は第五十条第五項の規定により、確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、落札者に対して独占禁止法第六十五条、第六十六条第一項、第二項又は第三項並びに第六十七条の規定による審決（同法第六十六条第三項による原処分全部を取り消す審決及び第六十七条第二項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第七十七条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- 四 公正取引委員会が落札者に対して行った審決に対し、落札者が独占禁止法第七十七条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 五 第一項第九号に該当したとき。
- 5 前二項の場合において、落札者が共同企業体であり既に解散されているときは、発注者は、落札者の代表者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、落札者の代表者又は構成員であった者は、連帯して違約金又は賠償金を発注者に支払わなければならない。

(本件事業契約不調の場合の処理)

第五条 事由のいかんを問わず事業契約書の締結に至らなかった又は効力を生じなかった場合は、既に発注者及び落札者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、前条に規定する違約金、賠償金の支払を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持)

第六条 発注者及び落札者は、この基本協定の履行に関し相手方から秘密として提供を受けた情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合及び法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第七条 この基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、発注者及び落札者は、基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、大阪地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(有効期間)

第八条 この基本協定の有効期間は、締結の日から事業契約書が締結され、その効力が発生したときまでとする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約書が締結に至らないこと又はその効力が発生しないことが明らかになったときは、事業契約書の締結不調又はその効力が発生しないことが明らかとなったことを発注者が落札者に通知した日をもって、この基本協定は終了するものとする。ただし、この基本協定の終了後も、第四条から第七条までの定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(解釈)

第九条 この基本協定及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、この基本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

2 この基本協定の変更は書面で行うものとする。

(定めのない事項)

第十条 この基本協定に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び落札者が別途協議して定めることとする。

(以下余白)

この協定の締結を証するため、この基本協定書を2通作成し、発注者及び落札者が、それぞれ記名押印の上、発注者及び落札者〔落札者が共同企業体の場合は代表者〕が各自その1通を保有する。

平成 ● 年 ● 月 ● 日

発注者： 住所 ●
 名称 国立循環器病研究センター
 代表者 理事長 橋本 信夫

落札者： 住所
 名称

〔落札者が共同企業体の場合〕
代表者： 住所
 名称
 代表者

構成員： 住所
 名称
 代表者

構成員： 住所
 名称
 代表者

]